

# 令和7年度 学童のしおり

放課後児童健全育成事業  
はすの実クラブ

2025.2

## 目次

1. 事業の目的
2. 実施主体
3. 開所場所
4. 対象児童
5. 開所期間
6. 開所時間
7. 職員体制
8. 支援の内容
9. 入退所手続きについて
10. 利用料について
11. 過ごし方について
12. 年間行事予定
13. 送迎について
14. 持ち物について
15. 児童の病気について
16. 投薬について
17. お願い事項
18. 苦情解決第三者委員について

## 1. 事業の目的

はすの実クラブ(以下「当クラブ」という。)が行う事業は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とする。

## 2. 実施主体

社会福祉法人恵光福祉会

## 3. 開所場所

〒851-3505 西海市西海町太田和郷 886 番 3 浄音寺敷地内(ぼっぼの家)

TEL: 0959-23-2717(直通) 32-9416(保育園) FAX: 0959-32-9415(保育園)

HP: <http://www.hasunomi.jp> メールアドレス [gakudou@hasunomi.jp](mailto:gakudou@hasunomi.jp)

## 4. 対象児童

西海市内に居住する児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とする。

## 5. 開所期間

放課後及び長期休暇中とする。ただし、日祝日、お盆(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)、台風や自然災害などによる学校休校日は、休みとする。

## 6. 開所時間

平日 14:00～18:40

土曜、長期休暇 7:40～18:40 (延長 7:10～7:40、18:40～19:10)

\* 延長料金 30分 100円

## 7. 職員体制

施設長 1名 主任支援員 1名 支援員 4名

## 8. 支援の内容

- (1) 自ら進んで当クラブに継続して通所できるようにする援助
- (2) 心身の状態等を把握した適切な援助
- (3) 主体的に過ごせるようにする援助
- (4) 基本的な生活習慣を取得できるようにする援助
- (5) 発達段階に応じた遊びや生活ができるようにする援助
- (6) 気持ちや意見を表現できるようにする援助
- (7) 必要とされるおやつの適切な提供
- (8) 安全安心な環境整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- (9) 家庭と連携した育成支援

## 9. 入退所手続きについて

- 入所する時は、以下の書類を提出してください。
  - 入所申込書
  - 保護者の就労証明書(変更がある場合はその都度、提出)
  - 西海市就学支援委員会審査判定書  
(特別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童)
  - 情報提供書(小学校や保育園に提出しているものの写し)
  - 療育手帳(通所受給者証)
- \* 必要に応じて療育支援を受ける場合は、当クラブへお知らせください。全職員のお子様への対応を同一にさせるため、また担当の支援員の数を増やし、より多くの配慮ができるように手続きを行うため、療育手帳(通所受給者証)や情報提供書の提出をお願いしています。
- 途中入所、または長期休暇の利用の方は、利用月の前月 15 日までに、入所申込書及び関係書類を提出してください。なお、年度途中の退所月が分かっている方は、予め入所申込書に退所予定月をご記入ください。
- 入所後、提出書類の内容が変わった場合、児童を取り巻く環境の変化があった場合は市役所への書類の提出が必要ですので、早めにお知らせください。
- 求職活動中の利用は原則できません。
- 退所する時は、退所月の前月末までに退所届を提出してください。

## 10. 利用料について

	区 分	利用料 (月額)	備 考
年間利用児童 (1年生～3年生)	通常月	6,000 円	
	8月	8,000 円	
年間利用児童 (4年生～6年生)	通常月	5,000 円	
	8月	8,000 円	
長期休業期間中 のみの利用児童	学年始休業日	3,000 円	4/1～4/5
	夏季休業日	12,000 円	7/21～8/31
	冬季休業日	3,000 円	12/25～1/7
	学年末休業日	3,000 円	3/25～3/31

- 利用児童が 2 人以上いる世帯は、上の学年の児童の利用料金が半額(当クラブ独自)
- ひとり親家庭と就学児以上の多子世帯については、西海市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱(平成 27 年西海市告示第 46 号)のとおり補助金有(定額 5,000 円)
- 学童傷害保険料は、4月に全員一人 800 円程度を徴収させていただきます。
- 利用料は 4 月分を 4 月 10 日までに納めてください。(以後も同様)
- 利用料は、支援員に直接お渡し下さい。
- 給食や行事等にかかる費用は別途徴収します。

## 11. 過ごし方について

平日の過ごし方	
14:45	5校時下校
15:30	6校時下校
〔 学習時間 約 45 分 〕	
15:30	おやつ
	自由遊び
17:00	かたづけ後、お迎えを待つ

土曜日・長期休暇の過ごし方			
7:40	開所		
9:00	学習時間【約1時間】		
10:00	自由遊び		
11:50	かたづけ		
12:00	昼食・お弁当		
12:30	のんびりタイム		(土曜学校の日)
14:00	自由遊び	13:50	かたづけ
15:30	おやつ	14:00	掃除
15:45	かたづけ・掃除	14:20	お寺に移動
16:00	自由遊び	14:30	活動(おやつ)
17:00	かたづけ	17:00	解散(学童へ戻る)
	お迎えを待つ		お迎えを待つ

- 平日は学校から帰ってきたら宿題をするようになっており、支援員が見守り促しますが、最終確認は各ご家庭でお願い致します。長期休暇の場合も同じです。
- 月の活動、長期休暇の予定はその都度、学童だよりや予定表をコドモンにて配信しますのでご確認ください。
- 長期休暇中は園外へお出かけすることもあります。その際、行き先や行事内容によっては登所時間の指定や料金を負担していただく場合がありますのでご了承下さい。

## 12. 年間行事予定

実施月	内 容
4月	入所歓迎会・花まつり
5月	五月の節句・花壇の花植え
7月	児童大会(寺キャン)・寺カフェ・七夕飾り・プール
8月	お泊り会・プール・クッキング教室・お出かけ・文化教室・市連協行事
9月	クップ大会
10月	図書館まつり
11月	焼き芋会
12月	お楽しみ会・お出かけ・春の花植え
1月	こども報恩講・凧あげ
2月	節分豆まき
3月	ひな祭り・お出かけ・お別れ会・卒園児との交流会

- 年3回 避難訓練(地震・火事・不審者)
- 誕生日会
- その他の活動 レクレーション・工作・おはなしの会(図書館)・お散歩
- 土曜学校で地域の子どもと交流

## 13. 送迎について

- お迎え予定時間を過ぎる場合は、必ず連絡してください。
- 連絡等もありますので、保護者の方が当クラブ玄関までお迎えをお願いします。
- 児童の送迎は、保護者において責任をもつことが原則です。やむを得ず保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、事前にお知らせください。
- 万一事故が発生したときは、本人または保護者の責任とし、当クラブでは責任を負いません。但し、学童傷害保険が適用されます。
- 夕方の送迎は、保育園側から進入し、浄音寺駐車場をご利用ください。17時30分までは、児童が遊んでいることがありますので、園庭の通り抜け等をご遠慮ください。
- 保育園児の送迎も行われますので事故には十分気を付けてください。

## 14. 持ち物について

- 学校に学習道具を置いている人は、学童用の学習道具をお持ちください。
- 学習道具(文房具・宿題等)、弁当、水筒、タオル(土曜日・長期休暇の時のみ)  
持ち物には、必ず、記名をお願い致します。
- 着替え一式・持ち帰り用のビニール袋・歯ブラシセット(クラブ内に置いておく分)  
(着替えをしたら、補充をお願いします)、水遊び用のサンダル。
- 学童に必要でない物や、必要のないお金、また危険な物は、持たせないでください。
- お出掛けの際の持ち物などは、その都度、コドモンまたは掲示板等でお知らせいたします。

## 15. 児童の病気について

- 37.5 度以上の発熱や体調不良の場合は利用をお控えください。
- 登所後、37.5 度以上の発熱、またはそれ以下の場合でも気分が悪そうなとき(下痢・嘔吐など)は連絡をさせていただきます。
- インフルエンザ・コロナの場合、学校保健安全法より小学校の規定同様、発症後 5 日経過かつ、解熱後 2 日が経過してからの利用をお願いします。
- 感染性胃腸炎などの場合、下痢や嘔吐症状が治まり、全身状態が改善してからの利用をお願いします。
- 集団生活の場ですので、病気につきましては各ご家庭で特に配慮をお願い致します。

## 16. 投薬について

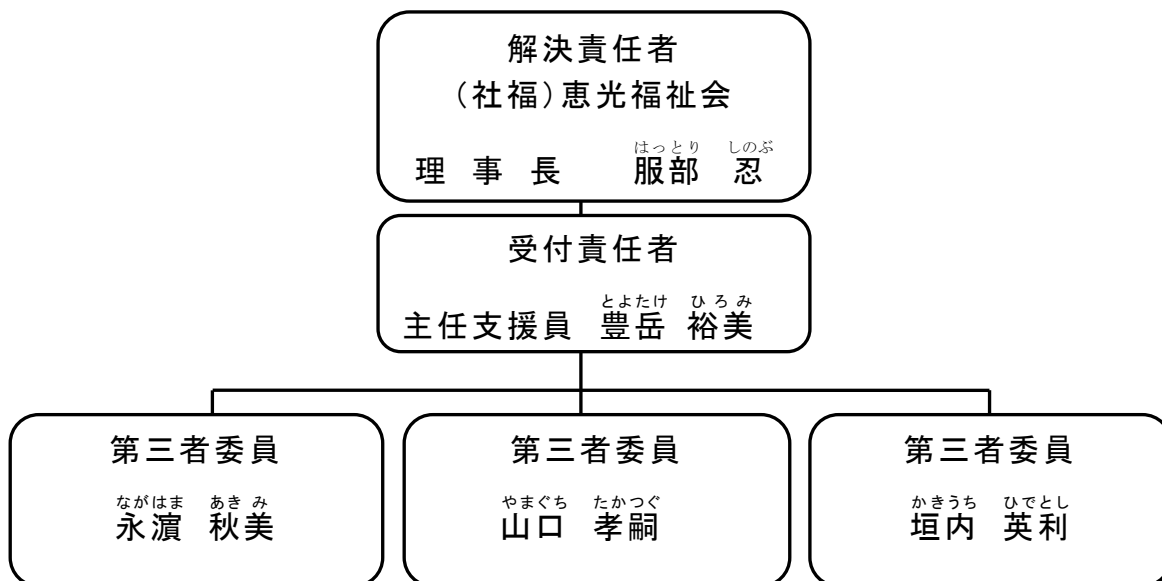
- 基本的に投薬を行うことができませんが、やむを得ず投薬が必要な場合は「お薬依頼書」を添えて1回分を職員に直接お渡しください。
- 投薬する薬はその都度、医療機関で受診して処方された薬に限ります。
- 市販薬や以前処方された飲み残しの薬は投薬できません。  
その際、「薬剤情報提供書」がある場合は合わせて添付をお願いします。
- 目薬や塗り薬など、長期での投薬が必要な場合は「お薬依頼書(長期用)」をご提出ください。長期用は 1 か月ごとの記入となりますので月をまたぐ場合は月初めに新しい「お薬依頼書(長期用)」の提出をお願いいたします。
- 薬の容器や薬袋に記名をお願い致します。
- 投薬の仕方などは、きちんと職員にお伝え下さい。送迎が祖父母の方など保護者以外の方の場合も同様ですのでお伝えください。

## 17. お願い事項

- 欠席や遅れる場合は、保護者の方が必ず 14:00 まではコドモン、それ以降は電話で連絡をお願いします。  
(土曜日や長期休暇中は、午前 9 時までには連絡をしてください。)
- 送迎は必ず当クラブの玄関までお越しください。児童の様子や連絡事項をお伝えすることがあります。
- 土曜日、長期休暇中の延長保育は、前日までにお知らせください。
- 緊急時は、コドモンで情報をお知らせする場合があります。  
\*コドモンの登録の仕方・・・別紙参照

## 18. はすの実クラブ 苦情解決 第三者委員

当クラブの利用者から、当クラブに対する様々な意見・苦情・不満について、適切な対応とその解決を図るため、第三者委員を設けます。直接、当クラブに言いにくいことは、下記委員、または、匿名やメールでも受け付けます。



はすの実クラブ TEL 0959-23-2717(直通) 32-9416(保育園)

メールアドレス [gakudou@hasunomi.jp](mailto:gakudou@hasunomi.jp)